

貨物自動車利用運送事業報告書及び 貨物利用運送事業実績報告書（年報）の提出について

貨物自動車利用運送事業（第2種「鉄道・航空・海運・自動車」）を行っている事業者は、一般貨物自動車運送事業と同様、貨物自動車利用運送等報告規則第2条に基づき標記報告書の提出が義務付けられています。

下記の通り、期限までに新潟県トラック協会へ提出いただきますようお願いいたします。

報告用紙につきましては、パソコンで作成して報告いただいている会員各位には送付いたしませんのでご了承願います。

提出については、4月以降に1部送付する報告用紙にて作成いただくか、北陸信越運輸局ホームページに公開されていますエクセル・PDF形式をダウンロードして使用する等をお願い申し上げます。

また、下記方法にて報告書を容易に入手できるようになりましたので、次年度以降においては極力ダウンロードにより報告いただきますようお願い申し上げます。

なお、上記方法等が困難な場合は、県ト協へご一報をお願いいたします。

○ 北陸信越運輸局ダウンロード先

北陸信越運輸局 <http://www.tb.mlit.go.jp/hokushin>

北陸信越運輸局 → トラック・海運・倉庫 → 貨物利用運送（自動車） → 「4.貨物利用運送事業の定期報告について」の「事業概況報告書」又は「事業実績報告書」をクリック

○ （公社）新潟県トラック協会のHPよりダウンロード可能です。

（公社）新潟県トラック協会 <http://www.nta.or.jp>

記

1. 事業報告書

① 提出期限は御社の決算日から100日以内です。

② 提出先及び提出部数

（公社）新潟県トラック協会へ2部提出（コピー可・押印不要で御社の控えを含めると3部作成）下さい。

2. 事業実績報告書（年報）

① 提出期限 7月10日

② 提出先及び提出部数

（公社）新潟県トラック協会へ2部提出（コピー可・押印不要で御社の控えを含めると3部作成）下さい。

3. 留意事項

i 事業者番号欄は記入しないで下さい。

ii 従業員欄は、貨物自動車運送事業に従事している人数のみ記入して下さい。

iii 営業収入欄は、従来通り「実運送・利用運送収入」を一括計上して下さい。

iv 輸送トン数・営業収入以外の各項目欄は、「御社の車両のみ」について記載して下さい。

※ 記載方法等、不明な点がございましたら 県ト協 熊谷和俊までご一報願います。

以上